

A. 電子契約の「技術的基準」とCI-NETの関係

■ 建設業法の内容

書面

建設業法第19条(建設工事の請負契約の内容)

契約の締結に際して、建設業法で定められる事項を書面に記載し、署名又は記名捺印をして相互に交付しなければならない。

+
追加

第19条第3項(要旨)

・契約の相手方の承諾を得ること
・電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、国土交通省令で定める措置を行うこと

これにより、電子データによる
請負契約の道が開かれた

■ 建設業法施行規則(省令)とCI-NETの関係

省令第13条の4 第2項の規定

以下の技術基準に適合すること

- ・書面作成が可能なこと→(1)
- ・改変を確認することができる措置を講じていること→(2)
- ・本人であることを確認することができる措置を講じていること→(3)

電子署名
電子的な証明書

注文データ

CI-NET

(1)表示・印刷機能

注文請けデータ

(2)改変を確認の証明機能

電子署名の添付にて対応

(3)本人性の証明機能

電子的な証明書の添付にて対応

保存機能

適切な保存
非改ざん、原本性を証明できる措置

案件

契約日について

注文請け書に記載されている「請け日」。
CI-NETの場合は、注文請けメッセージのデータ項目
「[1008]帳票年月日」がこれにあたります。
送受信日や処理日とは違います。

B. 電子契約の「施工体制台帳」の取り扱いに関するガイドライン^(注)と CI-NETの関係

従来の書面契約書

施工体制台帳に請負契約の書面の写しを添付
(建設業法第24条の8)

施工体制台帳の写しを公共工事発注者等へ提出
(入契法第15条)

契約を電子化

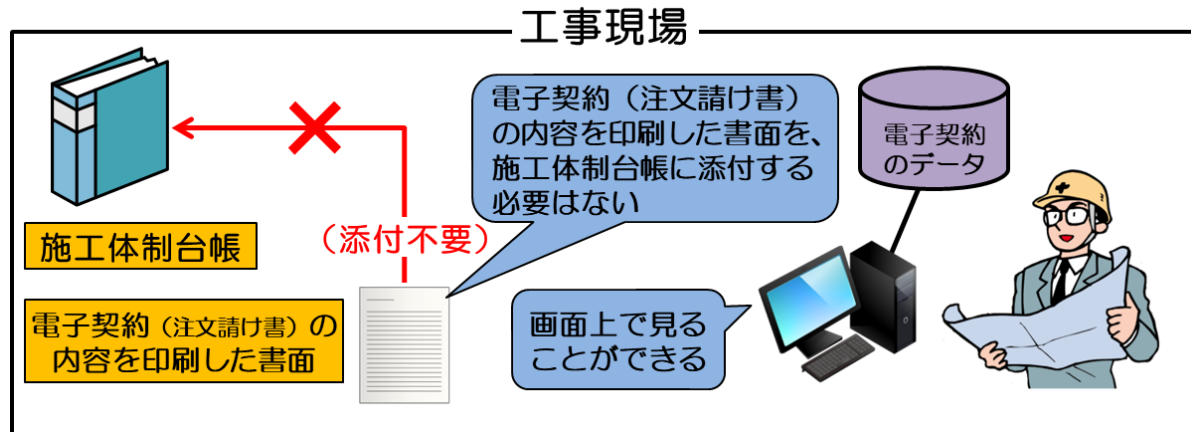
対応ケース①

対応ケース②

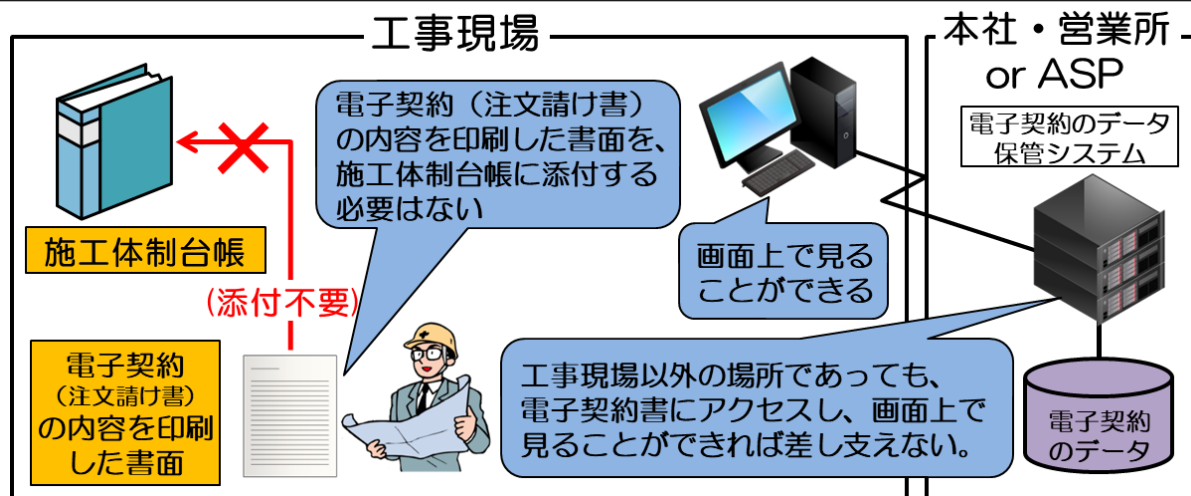


■ ケース①：施工体制台帳への電子契約の添付

「契約データ」を「工事現場」で画面上で見ることができると、
請負契約書面は『添付不要』

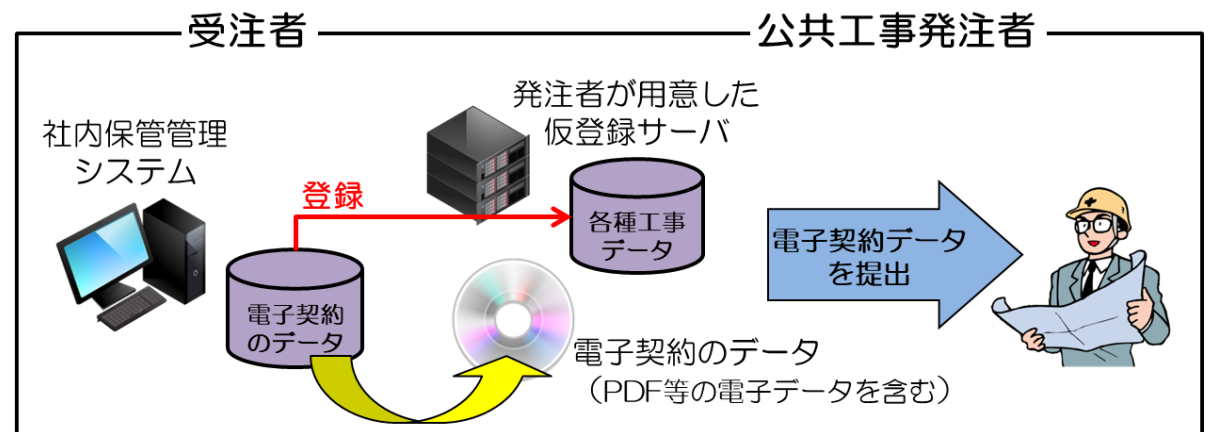


電子契約書が工事現場と異なる場所に保管されている場合でも同様

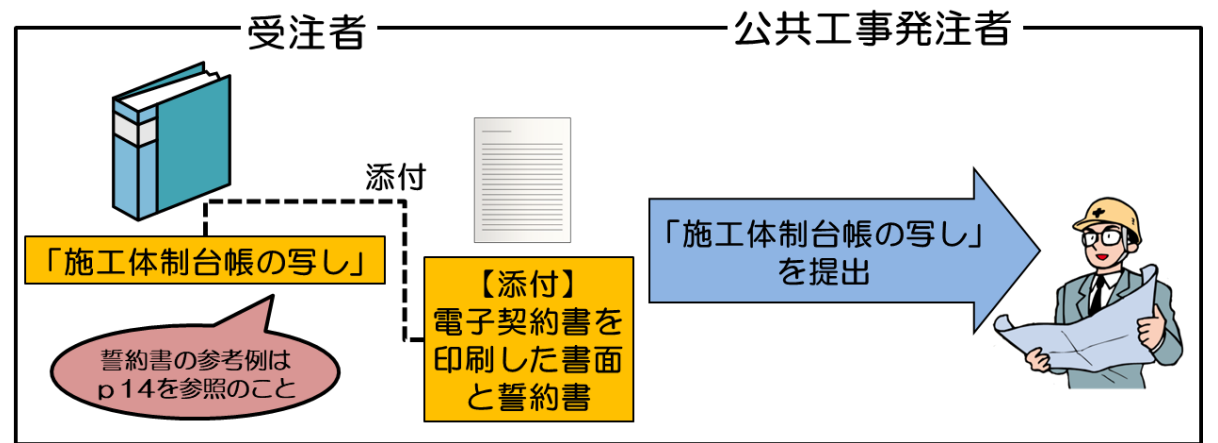


■ ケース②：公共工事発注者に提出する施工体制台帳の写し

発注者が電子データでの提出を認めている場合、
指定された方法で電子契約データを提出



発注者が書面で提出することを求めている場合、
誓約書を付して「施工体制台帳の写し」を提出



詳細は解説書 (https://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/cinet/riyou_siryuu.php)を参照してください。
■4. 導入解説書等 / 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」の解説

(注)「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」(令和5年5月)国土交通省

お問い合わせ先
一般財団法人建設業振興基金 情報化推進室 CI-NET(シーアイネット)担当
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館
tel.03-5473-4573, fax.03-5473-4580, E-mail: ci-net01@kensetsu-kikin.or.jp 20231010.01